

県南広域振興局長告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、市野々土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和8年1月27日

県南広域振興局長 菅原健司

理事

石川豊司 一関市萩荘字南沢38番地